

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正
鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇告示 建築代理業者の登録
計量器定期検査の実施
建設業者の登録まつ消
- ◇教委告示 海区漁業調整委員会事務局の所在地
各種学校の設置
定例教育委員会の招集
- ◇人委規則 警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則

規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年九月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十六号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程（昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表ロ（公衆衛生課副知事専決事項に次の一号を加える。
六 と、畜検査員の任免（と、畜場法第十五条第二項）
別表ロ（公衆衛生課部長専決事項に次の二号を加える。
十一 と、畜場において処理する獣畜の種類及び一日当り頭数の制限（と、畜場法第四条第二項）
十二 と、畜場使用料、と、殺解体料の認可及びその額の変更の認可。（と、畜場法第八条第一項）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年九月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条農政課第二号中「農業協同組合」を「農業協同組合中央会並びに農業協同組合」に、第四号中「農業

委員会」を「農業会議並びに農業委員会」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百四十七号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年九月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 現本 住 所 籍 事務所所在地 業務管理者
三〇三 二九、八、二八 東伯郡三朝町大字三朝八七五番地 長野間建築士事務所 一級建築士
右 同 長野間 房市 長野間 房市

鳥取県告示第四百四十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、岩美郡の計量器定期検査を次のように実施す

る。
昭和二十九年九月三日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

検査月日 検査区域 検査場所

九月六日	岩美郡大成村（前の大茅村の区域）	大成村役場 大茅支所
〃 七日	〃 （前の成器村の区域）	大成村役場
〃 八日	〃 宇倍野村（谷小学校の校区）	谷小学校
〃 九日	〃 （宮下小学校の校区）	宮下小学校
〃 十日	〃 津ノ井村	津ノ井村農業協同組合
〃 十一日	〃 米里村	米里小学校
〃 十三日	〃 福部村	福部村公民館
〃 十四日	〃 岩美町（前の大岩村の区域）	大岩小学校
〃 十五日	〃 〃 （前の網代村の区域）	岩美町役場 網代出張所
〃 十六日	〃 〃 （前の本庄村の区域）	本庄出張所
〃 十七日	〃 〃 （前の小田村の区域）	小田中学校

〃 十八日	〃 （前の浦富町の区域）	浦富小学校
〃 二十日	〃 （前の田後村の区域）	岩美町役場 田後出張所
〃 二十一日	〃 （前の東村の区域）	東小学校
〃 二十二日	〃 （前の岩井町の区域）	岩美町役場 岩井出張所
〃 二十四日	〃 （前の蒲生村の区域）	蒲生出張所

検査時間は、午前九時から午後三時までとする。
鳥取県告示第四百四十九号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第九条第三項の規定による届出があつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。
昭和二十九年九月三日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 名 称 所 在 地 申請者氏名 登録まつ、消年月日

